

エルザス・ロートリンゲンの住民投票問題

Zur Frage eines Plebiszits in Elsaß-Lothringen

加 来 浩*
KAKU Hiroshi*

論文要旨

1914年の第一次大戦の勃発後、フランス政府は半世紀前にドイツとの戦争に敗れて失ったエルザスとロートリンゲンの二地方の奪還を戦争目的として掲げた。一方、ドイツ政府は両地方がドイツの不可分の領土であり、ドイツ統一のシンボルであるとして、いかなる場合でも返還を拒否した。こうした中、1917年のロシア革命が提起した「無併合、民族自決」の講和原則は、住民投票による問題の解決という議論を活性化させ、特に「城内平和」政策を取っていた各国の社会主義政党の内部に少なからぬ支持者を見出した。しかし結局は、ドイツ残留にせよ、フランス返還にせよ、住民投票反対論が勝利を収め、住民投票は議論の舞台から消えた。

キーワード：エルザス・ロートリンゲン、自決権、住民投票

はじめに

「住民投票は行われた！ (Le plébiscite est fait!)」1918年12月9日、フランス共和国大統領ポワンカレー Poincaré はエルザスの首都シュトラスブルクで宣言した⁽¹⁾。47年前独仏戦争の敗北の結果失ったエルザスに勝利者として凱旋したフランス軍の部隊は、エルザスの住民に熱狂的な歓迎を受けた。ポワンカレーは住民の熱狂的な歓迎を見て上の言葉を放ったのである。しかし実際には住民投票は行われてなかった。フランスはいかなる場合でもエルザス・ロートリンゲンにおける住民投票を拒否していた。「住民投票は行われた」とあえて述べたのは、実際には行わなかったことへの後ろめたさがあったからであろう。

本稿では、第一次世界大戦末期の1917年から1918年1月にかけて、エルザス・ロートリンゲン問題の解決のために主要交戦国間で議論された住民投票の問題を考察する。そもそもフランス政府はどのような論拠でエルザス・ロートリンゲンの返還要求を正当化し、住民投票に反対したか、またフランスの同盟国は第一次大戦中、フランスの要求に対して、特にエルザス・ロートリンゲンの住民投票の問題に対してどのような立場を取ったのだろうか。また1917年のロシア革命による「無併合」「民族自決」という講和原則の提起は、国境線の変更に際して、政府間の取引によって決めるのではなく、住民投票という形で住民自身にその国家的帰属を決めさせるのが、真に民主的で公正な解決策ではないかという議論を、特に各国の社会主義勢力の間で活性化させた。主要な交戦国であるドイツ、フランス、イギリスの社会主義政党はエルザス・ロートリンゲンのこの問題にどのように答えたか。これらの問題を明らかにするのが本稿の目

* 弘前大学教育学部社会科学科教室

Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

的である。

第1章 エルザス・ロートリンゲンをめぐるドイツ・フランス政府の主張

1. ドイツ政府

ドイツにとって、1871年の帝国創設 (Reichsgründung) とともにドイツに「復帰」した「帝国領土 (Reichsland)」エルザス・ロートリンゲンは、勝利のシンボルであり、強大な統一ドイツ帝国のシンボルであった。開戦当初のドイツでは、エルザス・ロートリンゲンが他のドイツの地方と同様模範的に義務を果たしたこと、志願兵の数が15万に達したことなどをもって、戦争によってついにエルザス・ロートリンゲンが精神的にドイツと一体化したこと、ドイツ・エルザスの国民意識 (deutsch-elsässisches Nationalgefühl) が生まれたことが満足をもって語られた⁽²⁾。

1915年12月9日の帝国議会での帝国宰相ベートマン＝ホルヴェーク Bethmann-Hollweg の演説は、エルザス・ロートリンゲンの住民の87%がドイツ語を母語としていることをもって、そのドイツ帰属を正当化した⁽³⁾。

1917年に入って戦争目的をめぐる議論が交戦国の間で始まり、エルザス・ロートリンゲン問題が焦点の一つになったが、ドイツ政府にとってフランスへの返還は依然問題外だった。1917年1月29日のウィルソン宛の電報の中でドイツ政府は、和平交渉の前提として、フランスが占領中の上エルザス (エルザス南部) からの撤退を挙げていた⁽⁴⁾。エルザス全体を保持するつもりでなければ、このような要求が出るはずがない。ドイツ政府の公式の戦争目的は新たな領土の獲得ではなく、ライヒの統合の防衛であることが強調された。ドイツ政府にとってエルザス・ロートリンゲン問題はあくまでも内政問題であった。1917年10月9日、帝国議会で外相キュールマン Kühlmann は述べた：「ドイツはエルザス・ロートリンゲンにおいてフランスに対して何らかの譲歩があり得るか、という質問に対して、我々はただ一つの答えしか持っていない。あり得ない、決して！エルザス・ロートリンゲンはドイツ統一のシンボルである。我々は空想的な侵略のために戦っているのではなく、ドイツ帝国の不可侵性のために戦っているのである。！」⁽⁵⁾

1917年7月20日、帝国議会多数派による有名な「平和決議」の翌日、エルツベルガー Erzberger は新宰相ミハエーリス Michaelis に手紙を送り、その中でエルザス・ロートリンゲンに完全な自治を与えないことが、フランスに返還要求の論拠を与えている。エルザス・ロートリンゲンは、一時期政府内部で計画されたように分割するのではなく、自治的な大公国にすべきである。そうすれば、和平協議からエルザス・ロートリンゲン問題をはずすことができる、と主張した。エルツベルガーの計画に帝国議会多数派は賛成し、ミハエーリスも検討を約束した⁽⁶⁾。

1917年7月27日、キュールマンは、ローマ法王への返書の中で、エルザス・ロートリンゲンの分割は考えておらず、ただ従来 of 憲法の土台の上での発展の継続 (Weiterentwicklung) のみを考えていると述べ、自治権拡大の方向での改革を示唆した⁽⁷⁾。しかし間もなくミハエーリスは辞職し、ヘルトリング Hertling と交替して、改革計画は実施されなかった。陸軍最高司令部 (OHL) と全ドイツ主義者の強い反対のためである。改革が実施されるのは、既にドイツの敗戦が決まった1918年10月末であったが、もちろん遅すぎた。

そもそもドイツ政府は、エルザス・ロートリンゲンのドイツ帰属は理の当然のことであり、あえてその帰属の正当性を主張する宣伝活動は不要であり、余計であると考えていた。両地方

のフランス復帰の宣伝に非常に熱心だったフランスとは著しく対照的である⁽⁸⁾。また政府は大戦前にエルザス・ロートリンゲンの政治指導者が一致して要求した、ドイツ帝国の枠内での完全な自治、他の連邦邦国との完全な同権を内容とする戦後の改革を約束することもなかった。スローガンはただ一つ、現状の維持だった。

2. フランス政府

フランス政府は開戦直後から「脇腹の口を開いた傷」（首相ヴィヴィアーニ Viviani の言葉）⁽⁹⁾であったエルザス・ロートリンゲンの奪還を戦争目的に掲げた。この要求でフランスの世論は一致した。フランス政府は、エルザス・ロートリンゲンの返還なしには講和はあり得ないという立場を取り続けた。フランス議会は1917年6月、エルザス・ロートリンゲンの返還なしの講和はあり得ないとの決議を、下院は467対52、上院は全会一致で採択していた⁽¹⁰⁾。大統領再選を果たしたウィルソンが1916年12月、交戦国に戦争目的を明らかにするように求めたのに対して、フランスはイギリスとともに「かつて暴力によって、あるいは住民の願望に反して連合国から奪い取られた地方あるいは領土の返還」が戦争目的であると回答した。この場合、返還されるべき領土は1870年のエルザス・ロートリンゲンではなく、1790年のエルザス、即ちプファルツとザール地方の一部も含んでいた⁽¹¹⁾。

1917年のロシア二月革命後、事態は新たな局面を迎えた。ペトログラード・ソヴェトの提案した「無併合」の講和原則は、フランスのエルザス・ロートリンゲン要求と矛盾するのではないかという議論を生んだ。ドイツ社会民主党がまさにそのように主張した⁽¹²⁾。後述のように、これまで政府と「神聖同盟」を結んでいた社会党の内部にも、住民投票を要求する声が出始めた。これに対して時のフランス首相リボー Ribot は反論した。エルザス・ロートリンゲンの返還は領土の併合 (Annexion) に当たらない、なぜならそれは「併合解除 (Désannexion)」だから、と⁽¹³⁾。リボーは1917年7月、議会下院での演説の中で、フランスは「説得によって」エルザス・ロートリンゲンを獲得したのであり、ドイツのように「暴力によって」ではない、という論理で両地方に対するフランスの権利の正当性を主張した。

“Il faut que l’Alsace et la Lorraine reviennent à la France, parce qu’elles lui appartiennent, parce qu’elles n’appartiennent pas à ceux qui les ont prises, non par persuasion comme nous l’avions fait, mais par la violence, par le dur droit de la guerre que nous répudions. Nous ne voulons pas de ces annexions violentes; nous voulons simplement la restitution de ce qui nous appartient”⁽¹⁴⁾

このようにフランス政府はエルザス・ロートリンゲンに対する「正当な権利」を主張したが、「無併合」と並んで「民族自決権」の論拠にも反論する必要があった。つまり、フランスの権利は、「自決権」の具体的な方法としての住民投票によって住民の意志を確認することを不要とするほど、正当であることを主張しなければならなかった。首相リボーは1917年7月、下院外交委員会で述べた。

「我々はエルザス・ロートリンゲンに対する否定できない権利を持つものだから、住民投票を認めることはできない。」⁽¹⁵⁾

自決論への反論ないし住民投票不要論の主要な論拠は、1871年のエルザス・ロートリンゲンのドイツ割譲が住民の明白な意志に反していたということである。その論拠を提供したのは、元ドイツ帝国議会議員で開戦後フランスに亡命していたカトリック神父ヴェタレ Wetterlé で

ある。彼の論の主旨は以下の通りである。

エルザスはフランス大革命期とナポレオン時代に、精神的に最終的かつ永遠にフランスと結びついた。エルザス人はそのドイツ語方言、ドイツ的習慣にもかかわらず、優秀なフランス人になった。エルザス人のメンタリティとドイツ人のメンタリティは根本的に異なる。エルザス人はドイツへの「復帰」を一度も考えたことがない。1871年3月1日のポルドーの国民議会での抗議声明は、エルザスがドイツになることを拒否したこと、従ってエルザスはその意志に反してドイツに強奪されたことを証明している。ポルドーの抗議声明に匹敵するドイツへの同意の声明は存在しない。従ってポルドーの抗議声明は依然としてエルザス・ロートリンゲン住民のマグナ・カルタである。ドイツは1871年に住民投票を許さず、ただ強者の権利を主張した。今さらフランスに住民投票を要求する資格はない。フランスはエルザス・ロートリンゲンに対して議論の余地のない正当な権利を持っている。それは住民投票による承認を必要としない。住民投票を認めることは、この正当な権利を最初から放棄することである。エルザス・ロートリンゲンはフランスにとって新しく手に入れる領土ではなく、否定できない権利に基づく領有である、と¹⁶⁾。

さらにヴェタレは住民投票の技術的困難を指摘することによって、それに反対した。彼によれば、①この投票を実施するのは誰か。ドイツが実施するなら、有権者はプロイセンの圧力下に置かれる。フランスが実施するなら、ドイツはその不利な結果に異議を唱えるだろう。②有権者は誰か。1870年以後の移住ドイツ人とその子孫もか。1870年にフランスに出国した人は除外されるのか、と¹⁷⁾。ヴェタレの住民投票不要論はフランス政府に主要な武器を提供した。

フランスのこの主張に論評を加えるとするならば、1870年にエルザス・ロートリンゲン住民がフランス国民意識を持っていたのは確かだとしても、それは住民投票不要論とは直結しない。むしろ住民投票を拒否することは、有名なルナン Renan の「国民とは日々の人民投票である」という理念と矛盾するのではなからうか。ドイツは1871年に住民投票を行わなかったのだから、フランスが1918年に行う必要はないという主張については、確かに1871年に住民投票を行わなかったドイツが、今さら自分が戦争に負けたからと言って、フランスに住民投票を要求する資格はないであろう。しかしドイツに要求されなくても、統治の正統性を再確認するために、誰からも異議を唱えられることのないように、住民の意志を問う手続きを取っても良かったのではないだろうか。ドイツが住民の意志を無視し、暴力によって併合したからと言って、必ずしも自分も相手と同じ手を、つまり「目には目を」で暴力を使わねばならないというわけではない。フランスが「軍国主義的」なドイツとは違う「自由と人権宣言の国」であるならば、きちんと住民の意志を問うという手続きを経た上で、エルザスとロートリンゲンの復帰という目的を達成した方が、自由の人権宣言の国フランスという名声を改めて世界に対して高めただろう。かつてエンゲルスは、フランスの新聞『レクレール L'éclair』とのインタビュー（1892年4月）で、エルザス・ロートリンゲン住民に「自分の政治的将来を自分自身の手で処理」させることが平和的な問題解決であると述べ、またイギリスの新聞『デイリー・クロニクル Daily Chronicle』とのインタビュー（1893年6月）でも、エルザス・ロートリンゲン住民はその将来の運命について、フランスに復帰するか、ドイツに残留するか、スイスに加盟するか、それとも独立するかを自ら決める機会を与えられるべきだと述べていた^{17a)}。フランスがドイツとの戦争に勝った場合でも、暴力によってエルザス・ロートリンゲンを奪われたという口実をドイツに与えないために、住民投票で統治の正統性を確認させるべきだったのではなからうか。結局のところ

ろフランス政府の内部では、パンルヴェ Painlevé 内閣の後を受けて1917年11月に内閣を組織したクレマンソー周辺の帝国主義者、膨張主義者の主張が通っただけのように思われる。既述のように、ポワンカレー、クレマンソーらは単にエルザス・ロートリンゲンの奪還だけでなく、隣接するプファルツやザール地方の併合、さらにラインラントのドイツからの分離という膨張主義的意図を持っていた。それが対ドイツ安全保障の観点から出ているものだとしても、力がすべてを決めると考える点で、クレマンソーらとドイツの「軍国主義者」の考え方に大差はなかったと言えようし、そもそも住民投票という手続きに価値を置いていたかどうかとも疑問である。ただ単にフランスに不利な結果を恐れての反対に過ぎない可能性もある。いずれにしてもフランス政府はこの後、エルザス・ロートリンゲン奪還のための努力を一層強めた。

第2章 連合国政府の対応

1. アメリカ

言うまでもなく、ウィルソンの14カ条をドイツ政府が受諾することによって第一次世界大戦は終結するのであるが、ウィルソン政権は最初、連合国の中ではエルザス・ロートリンゲンに関するフランスの要求に最も冷淡だったと言える。アメリカがまだ参戦せず中立を保っていた間、多くのアメリカの人々は、ドイツ語が話されているエルザスはドイツの土地だと考え、フランスが独立・中立のエルザス・ロートリンゲンで満足することを希望した。またアメリカ世論では住民投票を支持する声が大きかった⁽⁹⁾。

1916年2月のいわゆる「ハウス・グレイ覚書」では、エルザス・ロートリンゲンのフランス返還が講和条件として挙げられていたが、ドイツがこの条件を拒否しただけではアメリカは参戦することはなかったと思われる⁽¹⁰⁾。ウィルソンは1917年1月22日の上院での有名な「勝利なき講和」演説の中でも、エルザス・ロートリンゲン問題については曖昧な表現に留めた⁽¹¹⁾。

決定的な転換は1918年1月に訪れた。ウィルソンは14カ条の発表へむけて「調査委員会」に「戦争目的と講和条件」の作成を命じたが、調査委員会は「フランスの要求への強い共感」を表明しつつも、「完全返還の要求」にコミットすべきでない主張した。これはフランスのライン左岸への領土的野心を疑ったためと言われている⁽¹²⁾。結局、調査委員会は、「1871年になされた不正」の「原状回復」の必要性を指摘し、フランスによるエルザス・ロートリンゲンの「再獲得」が「きわめて望ましい」こと、フランス再建のために不可欠であること、ドイツ軍国主義の抹殺を最終的に決定づけること、しかしながらエルザス・ロートリンゲンのためだけに戦争を続けることはできないとフランスの要求に留保を加える報告書を提出して、ウィルソンの14カ条の原案となった⁽¹³⁾。ウィルソンの側近のハウスはエルザス・ロートリンゲンにはっきり言及しないことを望んだという。しかしウィルソンは言及に固執し、報告書の欄外に次のような書き込みをした。「エルザス・ロートリンゲンはフランスに返還されねばならない。但し、ドイツがこの地方の経済資源の利用から除外されることなく」と⁽¹⁴⁾。

2. イギリス

イギリス政府は大戦前、フランスがエルザス・ロートリンゲンに対して領土要求を持っていることを知っていたが、この地方の奪還のための戦争に与することは拒否していた⁽¹⁵⁾。開戦後フランス政府がエルザス・ロートリンゲンの奪還が戦争目的であることを宣言しても、なるほどイギリス政府はそれに反対こそしなかったものの、フランスの目的のために自国が拘束され

るのを避けた。ドイツがベルギー問題で譲歩するならば、エルザス・ロートリンゲン問題だけのために戦争を継続することはなかったと思われるが、ドイツのベルギー問題での頑なな態度が、イギリス政府をしてフランス政府の要求を支持させるに至った。

1917年4月、首相ロイド・ジョージは1871年の国境線を「他国民の領土を貫く線」と呼び、外相バルフォアは7月、「40年前にフランスから奪われた領土の返還が、必要不可欠な領土変更であることを疑う者がいるだろうか」と述べた⁶⁵⁾。ロイド・ジョージは10月、労働組合の代表に対して、イギリスは「フランスの抑圧された子供たち」が「外国のくびき」から解放されるまで、フランスの側に立って戦うだろうと述べ、1918年1月5日の労働組合会議での有名な演説で「もしフランス民主主義が1871年の大きな不正の是正を要求するなら、我々は死ぬまでフランスを支持するだろう」と繰り返した⁶⁶⁾。これによりイギリスはエルザス・ロートリンゲン返還なしの講和はあり得ないというフランスの立場を全面的に支持したことになる。但し、即時フランス返還には言及せず、「1871年におかされた大きな誤りの再考」という表現に限定していることから、住民投票の可能性を完全に排除したわけではない。メイヤによれば、これは労働党の覚書〔後述〕の影響だという⁶⁷⁾。しかしロイド・ジョージは住民投票にはっきり言及したわけではないから、基本的にこの点でウィルソンの立場と一致していたと言えるだろう。

3. ロシア

露仏同盟で結ばれたツァーリズム・ロシアは、大戦前からエルザス・ロートリンゲン問題に関して、フランスの最も信頼できる同盟国だった。ロシアとフランスは、前者はコンスタンチノーブルと両海峡、後者はエルザス・ロートリンゲンを獲得することで完全に合意していた。開戦直後、ロシア政府はフランスがエルザスとロートリンゲンのみならず、プファルツとライン左岸地方をも併合することを承認し、1917年2月にも再確認した⁶⁸⁾。

しかしその直後のロシア革命が事態を一変させた。臨時政府は「無併合・無償金」の講和を支持し、エルザス・ロートリンゲンについては住民投票を主張した。

1917年9月以後、ペトログラード・ソヴェトの内部でポリシェヴィキの影響力が強まると、ロシア政府とフランス政府の立場の違いは一層拡大した。ペトログラード・ソヴェトは、1917年10月20日の連合国内閣会議へのロシア代表団の中にシュコベレフを加え、「ペトログラード講和方式」に関する自らの解釈を明らかにした。その中には、無併合、無償金、民族自決と並んで、エルザス・ロートリンゲンにおける住民投票が含まれていた。この立場は臨時政府とは一致していなかったが、フランスを始め連合国を激怒させた⁶⁹⁾。十月革命後、ポリシェヴィキによる秘密条約の公表は、エルザス・ロートリンゲンに限らないフランスの膨張主義的戦争目的を暴露し、政府に大きな打撃を与えた。フランス政府は最大の同盟者を失った。

第3章 社会主義者の対応

1. ストックホルム会議

1917年3月のロシア二月革命が提起した「無併合、無償金、民族自決の講和」の影響下に、第一次大戦の勃発とともに「崩壊」した第二インタナショナルの社会主義者の間で、「国際プロレタリアート」の力の再結集による早期講和を実現しようとする動きが出て来た。イニシアチブを取ったのは、ブリュッセルから中立国オランダのハーグへ移っていた国際社会主義事務局書記のユイスマンス Huysmans とペトログラード・ソヴェトである⁷⁰⁾。交戦国の社会主義政党

の間で、無併合、無償金、民族自決の早期講和のための共同行動を打ち立てるために、ストックホルムで国際会議を開くことが提案された。両者の呼びかけに対して、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、ロシア、アメリカの党が参加を表明した⁶⁰。特にドイツ社会民主党は積極的だった。社会民主党はペトログラード・ソヴェトの講和方式を承認し、ストックホルム会議の開催を歓迎した⁶¹。最高幹部の一人シャイデマン Scheidemann は、ドイツ政府の了解の下に、デンマークの社会主義者ビョルクベルク Bjorgberg と会談し、ドイツ軍の占領地域からの撤退、ロートリンゲンの国境の一部修正、ドイツ領ポーランドの文化的自治を含む講和条件を提示した⁶²。フランス社会党も5月15日、代表派遣を決定した⁶³。しかし連合軍は、ストックホルム会議は苦境に陥ったドイツが陰であやつる平和会議とみなして反対し、フランス政府は5月19日、旅券の発給を拒否した。イギリスでも、海員組合がマクドナルドのストックホルム行きの船への乗船を拒否し、アメリカ政府も旅券の発給を拒否した⁶⁴。会議はこのため何度も延期されたが、結局イギリス、フランス両国の社会主義政党の代表が欠席したのでは、会議の意味はほとんど失われたも同然だった。ストックホルム会議は失敗を運命づけられた。

2. ドイツ社会民主党、イギリス労働党、フランス社会党

ドイツ社会民主党がエルザス・ロートリンゲン問題に対してどのような立場を取っていたかについては既に拙稿⁶⁵において詳述したので、ここでは重複を避けるが、自決権ないしその行使の具体的な形態としての住民投票の問題についての態度を必要最小限度述べるなら以下の通りである。

党の最高幹部であるエーベルト Ebert、シャイデマン、ヘルマン・ミュラー Hermann Müller らにとって、エルザス・ロートリンゲンは特別な民族 (Nation) ではなく、あくまでもドイツ国民 (deutsches Volk) の一部であり、従ってフランスへの返還が問題外であるのはもちろん、住民に帰属の意志を問う住民投票さえ全く不要であった。社会民主党の考えるエルザス・ロートリンゲン問題の解決とは、ドイツ帝国の枠内での完全な自治権、他の連邦邦国との完全な同権を与えることであった。それはエルザス・ロートリンゲン住民自身の要求であり、戦前においてはフランス社会党も同意していた、と。

これに対して党内には、1917年のヴェルツブルク党大会の議事録からもわかるように、自決権ないし住民投票を問題解決のための最善の手段と考える勢力が少数派ながら存在した。また同じ年の4月に結成された独立社会民主党も、ストックホルム会議のために用意した宣言の中で、1892年のエンゲルスの発言を引き合いに出しながら明瞭に住民投票を要求した。

「1871年に意に反して併合されたエルザス・ロートリンゲン住民は、その国家的帰属について直接の、干渉を受けない投票において、自らの意志を表明する機会を与えられない限り、心が休まらないだろう (... daß die elsass-lothringische Bevölkerung, die 1871 gegen ihren Willen annektiert wurde, solange nicht zur Ruhe kommen wird, bis ihr die Gelegenheit gegeben ist, sich in direkter, unbeeinflusster Abstimmung über ihre Staatsgehörigkeit selbst zu äußern.)」⁶⁶

しかし党の多数派は、エルザス・ロートリンゲンの党組織を代表して発言したドイツ人エメル Emmel を含めて住民投票に反対し、ドイツ政府と同様、この態度を1918年10月まで続けた。党中央機関紙“Vorwärts”の1917年12月21日の論説は書いている：「エルザス・ロートリンゲンの引き渡しをドイツでは誰も考えてない、最左翼の者さえも。例えば今日カール・リープクネ

ヒトが帝国宰相になるなら、彼はエルザス・ロートリンゲンに対するフランスの要求をミハエリス氏と全く同様に拒否するに違いない。」⁽³⁸⁾

イギリス労働党とフランス社会党では、住民投票の問題について意見が分かれていた。

イギリス労働党は講和問題についてはベルギー問題を最優先し、エルザス・ロートリンゲン問題は二次的だった。ドイツがベルギー問題で満足していく対応、即ち撤退と賠償を行うなら、エルザス・ロートリンゲンのためだけに戦争を継続するのに反対した。しかしベルギー問題でのドイツの頑なな態度ゆえに、1917年夏には労働党の多数派がフランスのエルザス・ロートリンゲンの返還要求を支持するに至った。この点ではイギリス政府と同様である。とは言え、独立労働党のスノーデンは、住民投票を要求した。1917年12月、彼はある集会で「エルザス・ロートリンゲン住民には、国際連盟の保護下で自分の運命を自分で決めさせねばならない」と主張し、1918年1月11日の“Daily Chronicle”で、住民投票に反対するフランス社会党のトーマス Thomas に公開状を出し、結果を恐れて反対しているに過ぎないと非難した⁽³⁹⁾。1917年12月28日のイギリス労働党・労働組合の「覚書」は、エルザス・ロートリンゲンに関しては、両地方の即時フランス返還を要求するのではなく、フランスに引き渡す前に、国際連盟の監督下で住民投票を行うことを提案した⁽⁴⁰⁾。ここにスノーデンの影響を見ることができる。この覚書が1918年1月5日のロイド・ジョージの演説に本質的でないにせよ、若干の影響を与えたことは既述の通りである。

ドイツ社会民主党と並んで、エルザス・ロートリンゲン問題の当事者と言えるフランス社会党の場合はどうであったか。フランス社会党では、党内の相当部分が、ロシア二月革命後の数カ月間、エルザス・ロートリンゲンの住民投票を要求した。彼らは決してエルザス・ロートリンゲンに対するフランスの正当な権利に疑念を持っていたわけではなく、この権利を住民投票によって改めて承認させたいと考えた。連合国が中欧諸国の中小民族に要求したのと同じ原則をエルザス・ロートリンゲンにも適用すべきである、と。彼らはルナンの「国民とは日々の人民投票である」という思想の後継者であったと言えるだろう。1917年4月にロシアを訪問した軍需相トーマらは、ケレンスキーやソヴェトとの交渉の影響下で住民投票に賛成する立場に接近し、フランス政府に住民投票を約束するよう働きかけた。政府は危機感を持ち、計画されていたストックホルム会議に社会党代表団が出席するための旅券の発行を拒否したのは既述の通りである。会議ではエルザス・ロートリンゲンの住民投票問題が議題に含まれていたからである。政府は明らかに社会党代表団が住民投票に賛成するのを恐れていた。1917年6月27日、ポワンカレーは日記に書いた：「多数派社会主義者の新たな降伏。彼らは全国評議会で少数派の歡心を買うためにエルザス・ロートリンゲンの住民投票という考えを受け入れた。トーマはあるインタビューの中で、フランス国内に亡命しているエルザス人にも投票権を与え、(ドイツからの)移住者を排除するという条件で、このペテンを受け入れた。」⁽⁴¹⁾

実際に1917年夏以降、社会党内部で住民投票をめぐる論争が行われ、しばらくの間、住民投票を主張する少数派が多数派の意見に影響を与えた。しかしながら最終的には住民投票反対派が勝利した。決着は1917年10月、ボルドーでの社会党党大会でつけられた。トーマ、ルノーデル Renaudel ら右派は住民投票に反対の立場に逆戻りした。ロンゲ Longue ら左派は、住民に意志をはっきり表明させるべきだと主張した。左派は、エルザス・ロートリンゲンの復帰は住民の同意によってのみ実施できるし、実施しなければならないと主張し、住民投票反対の論陣を張っているヴェタレについて、彼自身が1903年に書いた論文での主張と矛盾すると批判した。

しかし結局、1552対1119で多数派（右派）の決議が採択された。票差を見る限り、住民投票を求める勢力が依然相当部分存在することがわかるが、条件つき講和の拒否、「回復の講和、勝利の講和」支持の路線が確認された⁽⁴²⁾。かくしてフランス社会党の「動揺的な一部分」が1918年1月に公式かつ最終的に住民投票を放棄し⁽⁴³⁾、フランスではすべての政党、すべての階級がエルザス・ロートリンゲンの返還要求で一致した。ポワンカレーは1918年2月12日に日記に書いた：「フランス政府はこの問題における全政党、全国民の意見の一致を喜ぶだけである。上エルザスの占領地においても住民投票に反対の声が高まっていたことが、特別の印象を与えた。」⁽⁴⁴⁾

以上、見てきたように、1917年のペトログラード・ソヴェトの講和原則「無併合、民族自決」の直接的影響の下に、エルザス・ロートリンゲン問題の解決に際しては住民投票による帰属の決定が最も民主的で公正な解決法であるという考えが、各国の社会主義政党の内部の、特に左派勢力（ドイツ独立社会民主党、イギリス独立労働党、フランス社会党左派）に広まっていた。しかしながらこの考えは、それぞれの政府の立場に密着する党内多数派勢力（いわゆる政府社会主義者）の前に敗北し、1918年に入ると、この問題は全く忘れ去られてしまう。唯一敗戦が決定的となったドイツの党が、最後の最後になって住民投票という考えを押し入れの中から引っ張り出して来ることになる。

もちろん住民投票が理想的な解決方法であって、何の欠点もないというわけではなからう。ヴェタレの指摘した技術的困難も確かにあるだろう。しかし、これよりましな方法もないのではなからうか。ある地域の国家的帰属の変更を行う場合に、統治の正統性という観点から言っても、そこに住む住民の意志を確認することほど、真に民主的で公正な方法に近い方法はないのではなからうか。いったん住民の意志に従って帰属を決定するならば、正義を重んずる政府ならば、投票を1回に限る必然性はないにしても、異議を唱えることなく、尊重せざるを得ないだろうから。まして「意志の共同体」「国民とは日々の人民投票」という理想を掲げるフランスならば、実施すべきではなかったらうか。冒頭に述べた、フランス軍へのエルザス住民の熱烈な歓迎という「祭りが終わった」⁽⁴⁵⁾後、すぐにエルザスとフランス政府の間で激しい緊張関係が生じた。1920年代のエルザス自治運動は基本的にはフランスの枠内での自治を求める運動であったが、1918/19年に住民投票が行われるべきであったと主張したし、エルザス共産党ないしコミンテルンも、フランスからの分離の権利も含めた自決権、フランス軍の撤退後の住民投票を要求したのである。

おわりに

1918年1月8日に発表されたアメリカ大統領ウィルソンの「14カ条」の第8条は言う：

“8. All French territory should be freed, and the invaded portions restored, and the wrong done to France by Prussia in 1871 in the matter of Alsace-Lorraine, which has unsettled the peace of the world for nearly fifty years, should be righted in order that peace may once more be made secure in the interest of all.”

ウィルソンは、14ヶ条の中では調査委員会の報告書への書き込みのように「エルザス・ロートリンゲンはフランスに返還されなければならない」と直接的な表現をしていない。そのためウィルソンの言う「1871年の不正」とはエルザス・ロートリンゲンの併合そのものか、それとも住民の意志を問うことなく併合したことから解釈の余地が生じることになる。言い換えるなら、「不正の是正」とは単純に併合以前の状態に戻すことか、それとも住民投票によって帰属を

決定すれば「不正の是正」になるのか。ドイツ側は最後の段階になって、後者の解釈を採用し、住民投票を行えばウィルソンの第8条の要求にかなうことになるという希望にすぎた。フランス政府も、ウィルソンの第8条の表現が住民投票の可能性を残していることを心配し、タルデュール Tardieu を通じて、第8条がエルザス・ロートリンゲンの住民投票なしのフランス返還要求を意味することの確認をウィルソンに求めた。これに対してウィルソンは肯定的に答えた。「私は明解に述べたと思います。不正を是正すること。それは一つの意味しかありません。つまり、不正が行われる以前の国家の状態を回復することです。エルザスとロートリンゲンは、無条件にフランクフルト条約以前と同じ状態に戻さねばなりません。」⁽⁴⁶⁾

このようにウィルソンは1918年1月の時点で、住民投票なしの返還というフランス政府の立場を完全に支持するに至った。この後、プレスト・リトフスク講和、ドイツの西部戦線での大攻勢と事態が進むにつれて、エルザス・ロートリンゲン問題は再び背景に退くことになる。この問題が再び登場するのは、ドイツの敗戦が決定的になり、ドイツ政府がウィルソンに14カ条の受諾を通告した後である。この期に及んで、ドイツ政府は「1871年の不正」を住民投票なしで併合したと解釈し、住民投票にエルザス・ロートリンゲン保持の最後の希望をつなぐことになるが、それについては稿を改めて述べることにしたい。

注

1. *Freie Presse. Sozialdemokratisches Organ für Elsaß-Lothringen*, Nr.289, 12.12.1918, S.1:“Frankreichs Grüsse an das befreite Elsass.”「住民投票は行われた」という言葉は、フランスへの復帰の意志表明を行った4日前の1918年12月5日の国民評議会(Nationalrat)の総会での議長デルソル Delsor の結語の中の「住民投票はもはや存在理由をもたない。それは行われた(Le référendum n’a plus de raison d’être, il est fait!)」(*Freie Presse*, Nr.284, 6.12.1918, S.1: “Der National-Ausschuß für den Anschluß an Frankreich.”; Pierré Zind, *Elsass-Lothringen. Alsace-Lorraine. Une nation interdite 1870-1940*, Paris 1979, p.107.)に由来し、12月9日の式典で市長官(Stadtpräsident)のウングемаツハ Ungemach がポワンカレー 歓迎演説(*Freie Presse*, Nr.287, 10. 12. 1918, S.1:“Der Wortlaut der Rede des Stadtpräsidenten Ungemach.” ドイツ語訳は、*ebenda*, Nr.288, 11. 12. 1918, S.1: “Die Begrüßungsansprache Ungemachs an Poincaré.”)の中で繰り返したものである。国民評議会議長デルソルは、「内地フランス」からの移住者の子孫であり、住民投票反対、フランスへの即時無条件復帰の立場を取って、中央党の同僚であるハウス Hauss (州議会議員団長, 1918年10月エルザス・ロートリンゲン首相), リクリン Ricklin (州議会議長) と対立していた。この点について別稿で論じる予定である。
2. *Das Elsass von 1870-1932*, Colmar 1936, Bd.1, S.425.
3. *Ebenda*, S.426. この主張は社会民主党に受け継がれた。参照, *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitagés der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands in Würzburg 1917*, Berlin 1917 [Unveränderter Nachdruck, Berlin-Bonn Bad Goedeberg 1973] S.41; 拙稿「1918年11月の革命前夜のエルザス社会民主党」『弘前大学教育学部紀要』第77号, 1997年3月, 10頁。
4. *Das Elsass*, Bd.1, S.430
5. *Ebenda*, S.431.
6. *Ebenda*.
7. *Ebenda*, S.430.
8. フランスの宣伝活動については参照, *ebenda*, S.441-446.
9. *Das Elsass*, Bd.1, S.438.
10. *Ebenda*, S.439.
11. *Ebenda*; 有賀貞「ウィルソン政権とアメリカの参戦」『岩波講座世界歴史』第24巻, 1970年, 275-279頁。

12. 前掲拙稿, 10頁。
13. *Das Elsass*, Bd.1, S.448.
14. *Ebenda*, S.439. 三十年戦争後のルイ14世によるエルザスのフランス併合が「説得」によるものであり, 暴力によるものではない, という主張は明らかに虚構である。参照, Frédéric Hoffet, *Psychoanalyse de l'Alsace*, Colmar 1973 (オリジナルは Paris 1951), p.39, 182 (宇京頼三訳『アルザス文化論』[みすず書房, 1987年]14頁, 181頁); Eugène Philipps, *L'Alsace face à son destin*, Strasbourg 1978, pp.29-31 (ドイツ語訳 *Schicksal Elsaß*, Karlsruhe 1980, S.19-21); Ders., *Le défi alsacien*, Strasbourg 1982, pp.27-31 (ドイツ語訳 *Zeitgenosse Elsässer*, Karlsruhe 1987, S.11-14); フィリップス『アルザスの言語戦争』(宇京頼三訳, 白水社, 1994年), 217-224頁。リボーはこの日の演説の中で, エルザスとロートリンゲンは1790年の連盟祭に参加したことによって, フランスへの加入を明瞭に宣言したのであると主張した。フランスが1870年の国境ではなく, 1790年の国境の回復を旨としたのも, 同じ論拠からであろう。参照, *Freie Presse*, Nr.260, 7.11.1918, S.1: “Eine offiziöse Stimme über das elsass-lothringische Problem.”
15. *Das Elsass*, Bd.1, S.440.
16. *Ebenda*, S.442-446, 464-466. 1871年の「抗議声明」については, 拙稿「ドイツ第二帝政期のエルザス自治運動」(一), 『弘前大学教育学部紀要』第62号, 1989年10月を参照。
17. 住民投票の技術的困難という論拠については, ドイツでもフランスでもない第三国 [主にアメリカを想定], あるいは将来創設されるべき国際連盟の監視下で行うことがイギリス労働党によって提案されるが, この可能性がヴェタレの議論では欠落している。
- 17a. 『マルクス・エンゲルス全集』第22巻 (大内兵衛・細川嘉六監訳, 大月書店, 1971年), 530頁, 541頁。エンゲルスは同じ考えを1891年10月に執筆した「ドイツにおける社会主義」(『同』, 259頁)でも述べていた。エンゲルスは, エルザス・ロートリンゲン住民について, 「フランス化されて狂ったようにフランス的になっている」名望家と, 「フランス語もわからず言語や気質から見てもまだ完全にドイツ人である」労働者を区別した。『同』38巻, 223頁 [ペーベルへの手紙, 1892年2月2日]。
18. *Das Elsass*, Bd.1, S.453f.
19. 有賀, 276-277頁。
20. 有賀, 279頁。
21. メイア『ウィルソン対レーニン』II (斉藤孝・木畑洋一訳, 岩波書店, 1983年), 194頁。
22. *Das Elsass*, Bd.1, S.454.
23. *Ebenda*.
24. *Ebenda*, S.449f.
25. *Ebenda*, S.451f.
26. *Ebenda*, S.452.
27. メイア, 133頁。
28. *Das Elsass*, Bd.1, S.447f.
29. メイア, 21-23頁。
30. ジョル『第二インター1889~1914』(池田清・祇園寺則夫訳, 木鐸社, 1976年), 224頁, 236-238頁; 長尾久「二月革命から7月事件へ」江口朴郎編『ロシア革命の研究』, 中央公論社, 1968年, 540-541頁; フォスター『三つのインターナショナルの歴史』(インターナショナル研究会訳, 大月書店, 1957年), 283-284頁; *Protokoll SPD 1917*, S.38.
31. フォスター, 284頁。
32. 長尾, 541頁。
33. カー『ポリシェヴィキ革命』第三巻 (宇高基輔訳, みすず書房, 1971年), 9-10頁。ビョルクベルクはペトログラードを訪問して, ソヴェトに会議への参加を招請した人物であるが, レーニンはビョルクベルクをドイツの手先とみなし, ストックホルム会議は喜劇であると非難した。
34. 長尾, 541頁。
35. 長尾, 541頁; フォスター, 284頁, ジョル, 237頁。

36. 拙稿「エルザス社会民主党」
37. Eugen Prager, *Das Gebot der Stunde, Geschichte der USPD*, Nachdruck [オリジナルは1921年], Berlin-Bonn 1980, S.152.
38. *Das Elsass*, Bd.1, S.432.
39. *Ebenda*, S.451.
40. メイア, 123頁。
41. *Das Elsass*, Bd.1, S.440.
42. *Ebenda*, S.440f.
43. *Ebenda*, S.464.
44. *Ebenda*.
45. Anonyme (Jean-Claude Richez), *Conseils ouvriers et conseils de soldats, Revendications de classes et revendications nationales en Alsace en November 1918*, (1979), p.119.
46. *Das Elsass*, Bd.1, S.455によれば, ウィルソンは最初“must”としていたが, ハウス大佐の助言を受けて, 意味合いがより薄い“should”に変えたという。メイア(194頁)も, 第7条のベルギーの旧状回復では助動詞“must”が使用されていたのに対し, 第8条では“should”が使用されていることに注意を喚起している。しかし, 第8条の“should”は「不正の是正」のみならず, フランス領土の解放, 復興にもかかっており, 第7条のベルギーの旧状回復の場合と比べて特に差別化しているとは思えない。
(1998.1.5受理)